

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、これまで安全で豊かな社会づくりに貢献できるよう努力を積み重ねてきました。安全を基盤に、インフラサービスを提供し、多くのお客様との接点や、地域とのつながりを持つ当社グループは、社会の課題に向き合い、「つながりを進化させる」ことで、未来の社会づくりに貢献する役割を果たすことができると考えております。こうしためざす姿を「私たちの志」とし、事業活動を通じて社会的価値と経済的価値を創出していきます。

当社においても、「私たちの志」、「企業理念」及び「安全憲章」のもと、鉄道の安全性向上に向けた不断の取り組みを積み重ねるとともに、企業の社会的責任を遂行し、持続的な発展を図っていきます。

それらを実現するため、「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨及び当社の事業の特性を踏まえつつ、中長期的視点に立った経営を行うとともに、株主をはじめとした各ステークホルダーとの長期的な信頼関係の構築をめざしていきます。また、経営の透明性、健全性及び効率性を高める観点から、企業倫理の確立、経営の監視・監督機能の充実並びに迅速な意思決定及び機動的な業務執行を図るための体制を整備し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1－4. 政策保有株式】

1. 政策保有株式に関する方針

当社グループの中長期的な企業価値向上に向けた、事業の持続的成長のためには、これに資する取引先等との関係の維持、強化を図ることが重要であり、当社グループの事業への相乗効果等を総合的に勘案の上、当該会社株式を取得、保有しております。

株式の保有については、中長期的な経済合理性や取引先と当社グループの事業との関係性の観点から、企業価値向上に資するか否かについて検証を行い、保有株式の保有目的、合理性について、取締役会において確認します。

2. 議決権行使に関する基準

投資先企業の持続的成長等を通じた当社グループの事業への寄与の観点等を判断の基準とし、議決権行使を行います。

3. 保有の適否の検証内容及び具体的な議決権行使基準の開示

保有の適否については、上記方針を踏まえ、個別銘柄毎に総合的に判断しております。2026年3月末において保有している株式については、2026年5月に開催した取締役会において、中長期的な経済合理性や取引先と当社グループの事業との関係性の観点から、経営成績、保有に伴うリターン、相乗効果、リスク等を個別に検証し、保有の合理性を確認しております。

また、議決権行使基準の策定・開示については、上記基準が妥当と判断しております。

なお、当社が保有している上場株式の資産に占める割合は軽微であります。

4. 当社株式の保有に係る対応

当社株式を政策保有株式として保有している会社等から当該株式の売却の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆すること等により、売却を妨げる行為は行いません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引が会社及び株主共同の利益を害することがないよう、またその懸念を惹起することがないよう、当社と当社取締役との間における競争取引、利益相反取引（自己取引、間接取引）について、会社法に定める手続きを遵守しております。

【補充原則2－4－1. 中核人材の多様性の確保についての考え方等】

本報告書III. 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況をご参照ください。

【原則2－6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金基金制度等、該当する制度を導入していません。

【原則3－1. 情報開示の充実】

1. 私たちの志、企業理念、安全憲章、中期経営計画を当社ホームページ等にて開示、公表しております。

私たちの志、企業理念、安全憲章 URL: <https://www.westjr.co.jp/company/action/csr/>

中期経営計画 URL: <https://www.westjr.co.jp/company/info/plan/>

2. コーポレート・ガバナンスの基本方針については、「I. 1. 基本的な考え方」のとおりです。

3. 取締役の報酬等については、後記「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

4. 取締役の指名方針については、高い倫理観、人望、品格、経営に関する能力等について定めた選考基準に基づき、以下の手続きにより指名を行っております。

なお、指名方針の策定及びそれに基づく具体的な指名にあたっては、取締役会の決議に先立ち、人事報酬諮問委員会の審議を経ることとし、指名の客観性、公正性及び信頼性を確保しております。

(1) 代表取締役は、法令及び取締役会規則に基づき選解任を行っており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役社長が

候補者を提案し、取締役会で決議します。

(2) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補は取締役会の定める選考基準に基づき、代表取締役社長が株主総会に推薦する候補者を提案し、取締役会で決議します。

(3) 監査等委員である取締役候補は、代表取締役社長が株主総会に推薦する候補者を監査等委員会の同意を得た上で提案し、取締役会で決議します。

なお、監査等委員会が同意を行うにあたっては、監査等委員会の定める監査等委員選定同意基準に基づき、同意します。

5. 取締役の選解任に伴う説明については、「株主総会招集通知参考書類」に略歴、地位及び重要な兼職の状況等とともに、個別の選解任理由を記載します。

[補充原則3-1-3. サステナビリティについての取り組み等の開示]

当社グループは、気候変動対策や人権の尊重を含むサステナビリティの取り組み、人的資本や知的財産への投資等、社会に提供する価値やその実現に向けた取り組みを「JR西日本グループ統合レポート」及び当社ホームページ等で開示しております。

特に、気候関連及び自然関連では、環境長期目標「JR西日本グループ ゼロカーボン2050」を策定し、2050年にグループ全体のGHG排出量(スコープ1+2、連結)を「実質ゼロ」とすることをめざすとともに、TCFD提言及びTNFD提言への賛同を表明し、同提言に基づいて情報開示を行っております。

「JR西日本グループ統合レポート」	URL: https://www.westjr.co.jp/company/action/csr_report/
当社ホームページ(サステナビリティの取り組み)	URL: https://www.westjr.co.jp/company/action/
TCFD提言及びTNFD提言に基づく情報開示	URL: https://www.westjr.co.jp/company/action/csr_report/ (P73～)

[補充原則4-1-1. 取締役会の経営陣への委任の範囲]

当社は、2022年6月の監査等委員会設置会社への移行に伴い、迅速な意思決定及び機動的な業務執行を図るため、取締役会から業務執行取締役へ意思決定権限を大幅に委任するとともに、その具体的内容は取締役会規則に定めております。

当該規則において、取締役会決議事項として、法令及び定款に定める事項のほか、当社グループ全体に係る経営の基本方針や戦略、グループ経営上重要な事項等について定めております。

併せて、中長期的な経営方針・戦略や重要な経営課題等に関し議論する協議事項及び業務執行状況や企業倫理等に関する報告事項についても当該規則に一定の基準を定めることにより、取締役会における戦略等に関する議論、経営の監視・監督の更なる充実等を図っております。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社取締役会において、当社から独立した客観的立場から実効性の高い監視・監督を行える社外役員を招聘するための独立性基準を定めております。

1. 当社グループ関係者

(1) 当該役員が、現在又は過去10年間のいずれかの事業年度において、当社又は当社子会社(以下「当社グループ会社」という)の業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員、その他使用人をいう。以下同じ)でないこと。

(2) 当該役員の2親等以内の近親者が、現在又は過去10年間のいずれかの事業年度において、当社グループ会社の業務執行者でないこと。

2. 主要な取引先の関係者

当社との取引金額が、現在又は過去3年間の事業年度において、平均して当社又は取引先の連結売上高(借入の場合は連結総資産額)の2%に達しないこと(当該取引者が法人等の場合、現在又は過去3年間その業務執行者でないこと)。

3. 法律専門家等

当社からの役員報酬を除く報酬等が、現在又は過去3年間の事業年度において、平均して年間1,000万円を超えていないこと(当該専門家等が法人等に属する場合、当該法人等の連結売上高の2%に達しないこと)。

4. その他

(1) 当社から、現在又は過去3年間の事業年度において、平均して年間1,000万円を超える寄付を受けている者でないこと。但し、当該寄付を受けている者が法人等の場合、当社から得ている寄付が、その者の連結売上高又は年間総収入の2%を超える法人等の業務執行者でないこと。

(2) 現在又は過去5年間のいずれかの事業年度において、当社の主要株主(持株比率が総議決権の10%以上)でないこと(当該主要株主が法人等の場合、現在又は過去5年間、その業務執行者でないこと)。

(3) 現在又は過去3年間のいずれかの事業年度において、当社グループ会社との間で重要な利害関係がないこと。

[補充原則4-10-1. 指名・報酬等に関する委員会]

本報告書II.1. [任意の委員会] 補足説明をご参照ください。

[補充原則4-11-1. 取締役会の構成等についての考え方]

1. 取締役会の規模、構成員のバランスや取締役の有するスキル等の多様性について

当社取締役会は、当社グループの中長期的な企業価値の向上に向け、その前提となる安全性向上が推進され、事業の持続的成長に向けた適切なリスクテイクが行われるための環境整備を行うとともに、実効性の高い監視・監督を行う等の責務を果たしております。

具体的には、当社取締役会は、私たちの志、長期ビジョンの実現に向け、中期経営計画の達成に必要な各施策等について、中長期視点に立ったリスク及びリターンの評価等を行い、適時、適切に意思決定を行っております。また、業務執行状況等について、適時、適切に報告を受けております。

これらの過程において、各取締役は建設的な議論、意見交換等を通じ、適切に役割を果たしております。

現在、当社取締役会は社外取締役7名を含む15名で構成しており、上記のとおり適切に機能を果たしております。今後も取締役会の責務を果たすために、適切な規模、社内・社外取締役の構成割合等を維持し、ジェンダー等の多様性の確保にも努めてまいります。

また、「JR西日本グループ中期経営計画2030」における5つの重点戦略「安全、良質でサステナブルなモビリティへの変革」、「まち・地域の持続性・魅力向上」、「共創による顧客体験価値向上」、「インバウンド需要の取り込み」、「更なる成長に向けた領域拡大・事業創出」の実現に向けて、取締役会が適時、適切な意思決定を行い、かつ実効性の高い監視・監督機能を発揮すべく、現時点での取締役会にとって重要と考えるスキル(知識・経験・能力等)を、①企業経営、②ガバナンス、③人財戦略・ダイバーシティ、④安全・品質、⑤CS・マーケティング、⑥イノベーション・地球環境、⑦まちづくり、⑧地域共生の8つと定義しております。なお、ESGに関するスキルは、その構成要素が8つのスキル個々に含まれるものであり、役員全員がそれぞれのスキルを発揮する上で備えるべきものと考えております。上記8つのスキルについて、各取締役が現在有し、特に発揮することが期待されるスキルの一覧は本報告書末尾記載のとおりです。

2. 取締役の選任に関する方針・手続き

(1) 社外取締役

当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、経営に必要な意思決定の過程等で、専門分野を含めた幅広い知見に基づく助言をいただくとともに、独立した立場で実効性の高い監視・監督を行える人材を取締役会で候補者として決定し、株主総会に付議しております。

監査等委員がある取締役については、監査等委員会の同意を得た上で候補者として決定しております。

なお、候補者の選定にあたっては、取締役会の決議に先立ち、独立社外取締役が過半数を占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める人事

報酬諮問委員会の審議を経ることとし、人選の客観性、公正性及び信頼性を確保しております。

(2) 社内取締役

当社の事業に係る特性を踏まえ、各人の経験とそれに基づく知識・知見、経営に関する客観的判断能力や全社的な見地に立った組織運営能力等を総合的に勘案の上、取締役として適切な人材を取締役会で候補者として決定し、株主総会に付議しております。

監査等委員である取締役については、監査等委員会の同意を得た上で候補者として決定しております。

なお、候補者の選定にあたっては、取締役会の決議に先立ち、独立社外取締役が過半数を占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める人事報酬諮問委員会の審議を経ることとし、人選の客観性、公正性及び信頼性を確保しております。

[補充原則4-11-2. 取締役の重要な兼職の状況]

当社は、兼任先数を合理的な範囲内に留めることを原則としております。

また、取締役会における監視・監督機能が適切に発揮されるよう、全員が出席の上、適切な議論が行われるよう努めております。

なお、毎年の事業報告において、取締役の重要な兼職の状況を記載しております。

[補充原則4-11-3. 取締役会の実効性の分析・評価]

当社は、毎年、取締役会実効性評価を実施し、取締役会自身が、求められる役割や責務を適切に果たしているかを定期的に評価し改善を図ることにより、継続的に取締役会の実効性を向上させ、当社グループの持続的成長、中長期的な企業価値向上につなげています。

2025年度の実効性評価にあたっては、2024年度の実効性評価で提起された課題に対する、2025年度の実効性評価における取組状況を踏まえアンケートを行い、これに基づき、2026年度に取り組むべき課題について、取締役による議論を行いました。

(1) 2024年度の実効性評価を踏まえた2025年度の重点的な取り組み

- ① 当社グループの基盤となる安全性向上やまちづくりにおけるステークホルダーに提供する価値など、企業価値向上に資する議論のさらなる深度化
- ② 主要なグループ会社における業務執行状況も含めた、モニタリング精度のさらなる向上
- ③ 議論のさらなる活性化に向けた、より効率的・効果的な議事運営

(2) 2025年度の実効性評価

・取締役に対するアンケート：2025年12月～2026年1月

・取締役による議論：2026年1月

・取締役会への評価結果報告：2026年2月

(3) 2025年度の実効性評価の結果

アンケートやこれを踏まえた取締役会における議論の結果、適時適切な協議事項の設定や社内外の区別ない活発な議論により、企業価値向上に向け議論の内容・質ともに向上していること、焦点を絞った効率的な議論によりモニタリング機能が向上していること、取締役会の構成やスキル・マトリックス等は現時点では適切であることを踏まえ、取締役会の実効性は維持・向上されていることを確認しました。

一方、取締役会規則に定める協議事項等における議論のさらなる充実化、経営目標達成に向けたモニタリングの強化、取締役に期待されるスキルに関する継続的な検討等、今後の取締役会の実効性向上に向け多岐にわたる課題が提起されました。

(4) 2026年度の実効性評価における取組課題

上記の結果から、当社取締役会は有効に機能していると評価しておりますが、引き続き、取締役会の実効性向上、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に向け、以下の取り組みを進めてまいります。

① 議論のさらなる充実化について

協議事項等における議論の充実化に向け、論点をより明確にするとともに、説明資料の最適化や事前説明のさらなる活用を図ってまいります。

② 経営目標達成に向けたモニタリングの強化について

経営目標達成に向け、達成に向けた課題を中心としたモニタリングを強化してまいります。

③ 取締役に期待されるスキルのさらなる発揮について

中長期的な経営計画に連動するよう、必要によりスキル・マトリックス等を見直すとともに、スキルのさらなる発揮に向けた取り組みを実施してまいります。

④ 以下の事項につきましては、従来から取り組んでおりますが、取締役会の実効性向上に向け、継続的に取り組んでまいります。

ア 情報伝達体制の整備

取締役会の監視・監督機能の強化に向け、社外取締役への情報伝達体制を整備しております。

具体的には、取締役会において本質的かつ実効的な議論を行うべく、社外取締役に対し、取締役会議案等について論点や社内における議論経過等を事前に説明しております。また、取締役会以外にも機会を設け、重要な経営課題等に関する説明を行うとともに、経営実態及び施策背景等に関する情報提供として、現地視察等を実施しております。

さらに、取締役会における指摘、質問等に対する必要な追加説明等を、直近の実効性評価等において実施しております。

イ 協議事項の設定による議論の充実

決議事項及び報告事項に加え、中長期的な経営方針・戦略や重要な経営課題等に関し議論する協議事項を取締役会規則に定め、中長期的な視点から継続的かつ充実した議論を行っております。

ウ 取締役会における議論内容等の共有

取締役会における議論内容、指摘事項を執行役員等も出席するグループ経営会議でフィードバックし、施策の推進や立案等に活用しております。

<<監査等委員会における実効性評価>>

監査等委員会の実効性について議論を行い、内部監査部門と相互に課題感を共有するなどの実効的な連携等を通じて、良質な企業統治体制の確立につながっていると評価しました。

グループガバナンス向上に向けたグループ会社監査役への支援・連携については、各種連絡会の開催、実務に通じる資料の提供等、様々な取り組みが良好なコミュニケーションにつながり、機能しています。

[補充原則4-14-2. 取締役のトレーニングの方針]

当社が重視する「安全」「CS」「技術」に関する事項や企業倫理に関する事項等に対し、取締役の実効性の高い監視・監督、監査等委員会による監査機能の発揮と、当社グループの中長期的な企業価値の向上への貢献をさらに充実したものにする観点から、研修や情報提供、課題の共有の機会を設定しております。

また、広範な事業を営む当社グループでは、豊富な業務経験等を有する社内出身の人材が経営に参画することが必要と考えており、当社グループの事業に係る業務を適切に経験させること等により育成を行い、経営の任を担う人材の確保を図っております。

[原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針]

1. 基本的な考え方

当社は、株主・投資家の皆様と、中長期的な企業価値・株主価値向上に資する建設的な対話を行うことが重要と考えております。
 今後とも、事業内容、経営情報やリスク情報を積極的かつ公平に開示するように努めるとともに、様々な場を通じたコミュニケーションの取り組みにより、株主・投資家の皆様と長期的な信頼関係を築いてまいります。
 なお、2025年度における株主・投資家との対話状況については、「2026年3月期決算 中期経営計画2030説明会資料」をご参照ください。
 ・「2026年3月期決算 中期経営計画2030説明会資料」(P15～)
 URL: https://www.westjr.co.jp/company/ir/pdf/20260501_01.pdf

2. IR推進体制

(1) IRを担当する経営戦略部担当役員を「対話全般を統括する役員」として指定しております。
 (2) 機関投資家の皆様に対するIR活動、重要な会社情報に係る情報管理の責任箇所は経営戦略部、個人投資家の皆様に対する施策の検討・実施、議決権行使に係る対話については、ガバナンス推進本部がそれぞれ役割を担っております。
 なお、情報開示等にあたって必要な情報の管理については、経営戦略部、ガバナンス推進本部、財務部、コーポレートコミュニケーション部、東京本部をはじめ社内関係各部門が連携する体制を整備しております。

3. 対話の方法

株主総会の議案については、適時(早期)の情報開示に努めるとともに、必要な対話を実施してまいります。さらに、ホームページやIRツール等による情報発信を実施しており、これらについて引き続き展開、充実を図ってまいります。
 なお、機関投資家の皆様に対しては、経営トップによる決算説明会やスモールミーティングのほか、IR Day等による社外取締役を含めた経営陣との対話の機会の設定、個別の面談を実施しております。
 個人投資家の皆様に対しては、各種お問合せに対応しているほか、施設見学会等を適宜開催しております。

4. 社内へのフィードバック

株主・投資家の皆様の意見をグループ経営会議、取締役会に適宜報告しております。

5. インサイダー情報の管理

重要な会社情報の管理に係る体制を規定した「適時開示情報管理及びインサイダー取引防止に関する規程」を定めているほか、適時、適切な情報開示を行う方針を定めた「ディスクロージャーポリシー」を制定、公表し、インサイダー取引の未然防止に努めております。
 ・ディスクロージャーポリシー
 URL: <https://www.westjr.co.jp/company/action/governance>

[資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応]

記載内容	取組みの開示(アップデート)
英文開示の有無	有り
アップデート日付 更新	2026年6月29日

該当項目に関する説明 更新

当社は「JR西日本グループ中期経営計画2030」において、資本効率にかかるKPIとして、連結ROEを2030年度末に9%程度とすることをめざすとともに、財務健全性にかかるKPIとして、NET有利子負債/EBITDA倍率を2030年度末に6倍程度とすることを掲げております。また、株主還元については、DOE3.5%程度を目安とし、安定的に配当を実施していくこととしております。

加えて、基幹事業である鉄道事業の特性も踏まえ、財務健全性の確保と資本コストのコントロールのバランスが重要との認識の下、取締役会等においても、足元の環境変化、資本市場からの声を踏まえた分析・議論を行っております。

株主資本コストについては、株主・投資家の皆様との対話を重ねるなかで、7%程度と認識しております。当社としては、継続的なインフレ等の影響を踏まえ、今中計期間中に運賃改定の実施を目指すほか、インフレに適応できる運賃制度への見直しなど、鉄道事業の持続性確保やサービス向上の原資確保のため、現行制度の柔軟化・シンプル化について引き続き政府に要望していくことで鉄道事業の持続性を高め、株主資本コストの引き下げを図ります。鉄道事業を主とした「モビリティ分野」については運賃改定により事業の安定性の確保が図れる一方でROICについては向上させるハードルが高い状況であるため、新たに重点分野として設定した「生活サービス分野」と「インフラソリューション分野」を伸ばすことで連結のROIC低下を抑え、ROIC-WACCスプレッドの確保をめざします。また、中長期的なポートフォリオの変化も踏まえた財務健全性のあり方や最適な資本構成については、資本市場とも継続的に対話しながら、取締役会においても定期的に議論し、必要に応じ見直してまいります。

資本コストや株価を意識した経営の詳細については、「JR西日本グループ統合レポート2025」、及び「2026年3月期決算 中期経営計画2030説明会資料」をご参照ください。

・「JR西日本グループ統合レポート2025」(P21～「CFOメッセージ」)
 URL: https://www.westjr.co.jp/company/action/csr_report/
 ・「2026年3月期決算 中期経営計画2030説明会資料」(P16～)
 URL: https://www.westjr.co.jp/company/ir/pdf/20260501_01.pdf

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	30%以上
---------------------------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	65,357,600	14.35
株式会社日本カस्टディ銀行 (信託口)	20,786,700	4.57
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	12,559,411	2.76
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505301	10,071,328	2.21
株式会社三井住友銀行	8,960,000	1.97
株式会社三菱UFJ銀行	8,820,000	1.94
日本生命保険相互会社	7,200,000	1.58
JP MORGAN CHASE BANK 385781	6,465,730	1.42
JR西日本社員持株会	6,183,600	1.36
JPモルガン証券株式会社	4,786,843	1.05

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. ブラックロック・ジャパン株式会社から2024年1月5日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書 (変更報告書) において、同社及びその共同保有者10名が、2023年12月29日現在で17,180,585株 (同日現在の発行済株式総数に対する所有株式数の割合7.04%) を保有している旨が記載されておりますが、当社として議決権行使基準日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。なお、当社は2024年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、同報告書における保有株式数は当該株式分割前の株式数で記載されております。

2. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから2024年7月29日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書において、同社及びその共同保有者4名が、2024年7月22日現在で28,696,826株 (同日現在の発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.88%) を保有している旨が記載されておりますが、株式会社三菱UFJ銀行以外につきましては当社として議決権行使基準日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

3. 三井住友信託銀行株式会社から2025年9月15日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書 (変更報告書) において、同社及びその共同保有者2名が、2025年9月15日現在で27,762,000株 (同日現在の発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.89%) を保有している旨が記載されておりますが、当社として議決権行使基準日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

《当社が有する上場関連会社について》
アジア航測株式会社は、当社の関連会社であり、東京証券取引所・スタンダード市場に上場しております。同社は、当社のグループ経営の対象に含まれておりませんが、当社は、上記会社との間で2013年12月11日に業務提携契約を締結し、施設設備の位置情報を一元化するシステムの

構築や、鉄道沿線を含めた防災対策の強化、三次元空間情報を活用した技術の展開やまちづくり支援等に取り組み、当社グループの持続性を確保するという意義から上記会社を上場関連会社として有しております。

当社は上記会社の議決権を所有しておりますが、その議決権比率と各社の議決権行使率を踏まえると、当社の影響力は限定的であります。

また、上記会社に対し取締役の派遣を行っておりますが、上記会社は、独自に経営方針の策定、事業ポートフォリオ戦略の推進、資金調達等を実施しており、独立性は確保されていると認識しております。

なお、当社と上記会社は取引関係がございますが、上記会社の連結売上高に占める割合は極めて軽微で限定的であります。また、上記会社との取引条件について制約はなく、資本関係のない取引先と通常取引をする場合と同様に決定しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	7 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	7 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野崎 治子	他の会社の出身者								○		○	
飯野 健司	他の会社の出身者											
宮部 義幸	他の会社の出身者								△			
金井 豊	他の会社の出身者								○			
小倉 真樹	その他	△										
狭間 恵三子	学者											
後藤 研了	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野崎 治子		○	京都大学理事 野崎治子氏は、国立大学法人京都大学の理事に就任しており、同法人は当社の寄付先及び取引先ですが、直前3事業年度における同法人への寄付額その他取引額は、いずれも同法人の年間総収入（経常収益）及び当社の連結売上高の1%未満であることから、同氏の社外取締役としての独立性は十分に確保されております。	野崎治子氏は、株式会社堀場製作所における人事、教育に関する長年の経験のほか、女性活躍、ダイバーシティ推進、次世代育成といった諸課題等に関する豊富な経験と高い見識に加え、公益社団法人や国立大学法人京都大学での理事、積水化学工業株式会社の社外取締役といった幅広い経験に基づき、独立した立場から当社の経営に対して助言をいただくことを期待しております。これまでも同様の助言をいただいております。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
飯野 健司		○	---	飯野健司氏は、三井不動産株式会社において常務取締役常務執行役員、常任監査役等、2020年6月以降は三井不動産リアルティ株式会社において常任監査役を歴任されました。不動産事業全般に対する見識はもとより、経営者としての専門知識や高い見識に基づき、独立した立場から当社の経営に対して助言をいただくことを期待しております。これまでも同様の助言をいただいております。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
宮部 義幸		○	宮部義幸氏が過去において業務執行者であった法人と当社との間で、同法人から当社への出向者に係る負担金の支払い等がありました。その年間支払い額は、同法人及び当社の連結売上高の1%未満であります。	宮部義幸氏は、現在のパナソニック ホールディングス株式会社において常務取締役、代表取締役専務、専務執行役員、取締役副社長執行役員を歴任されているほか、一般社団法人関西経済同友会代表幹事等にも就任されています。安全性や品質、生産性向上に資する先進技術に対する見識はもとより、経営者としての専門知識や高い見識に基づき、独立した立場から当社の経営に対し助言をいただくことを期待しております。これまでも同様の助言をいただいております。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
金井 豊		○	北陸電力株式会社代表取締役会長 金井豊氏は、北陸電力株式会社代表取締役会長に就任しており、同社と当社との間には電力供給の取引がありますが、直前3事業年度における同社との取引額は、同社及び当社の連結売上高の1%未満であり、当社の「社外役員独立性基準」に照らして同氏の社外取締役としての独立性は十分確保されているものと考えております。	金井豊氏は、北陸電力株式会社において代表取締役社長等を歴任され、現在は同社の代表取締役会長、北陸経済連合会会長等にも就任されています。経営者としての高い見識はもとより、安全性や品質、生産性向上に資する豊富な経験を有しております。加えて、一般財団法人北陸産業活性化センター会長、北陸先端科学技術大学院大学経営協議会委員を務めるなど、イノベーションに関わる知見も有しており、独立した立場から当社の経営に対し助言をいただくことを期待しております。これまでも同様の助言をいただいております。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

小倉 真樹	○	○	小倉真樹氏は、過去に当社の業務執行者でありましたが、業務執行者でなくなった後(1988年2月退職後)相当の年数が経過しており、同氏の社外取締役としての独立性は十分に確保されております。	小倉真樹氏は、裁判官を長年務められるとともに、弁護士や法務行政も含めた幅広い経験を有しております。法令やガバナンスに関する専門知識や高い見識に基づき、独立した立場から当社の経営に対し助言をいただくことを期待しております。これまでも監査等を通じたガバナンスの強化に尽力いただいております。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
狭間 恵三子	○	○	----	狭間恵三子氏は、長年の地域活性化と文化に関する研究や行政における豊富な経験を有しております。地域活性化やガバナンスに関する専門知識や高い見識に基づき、独立した立場から当社の経営に対し助言をいただくことを期待しております。これまでも監査等を通じたガバナンスの強化に尽力いただいております。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
後藤 研了	○	○	----	後藤研了氏は、公認会計士を長年務められるとともに、監査法人の代表社員や専務理事を歴任され、東和薬品株式会社の社外取締役(監査等委員)等にも就任されております。財務・会計に関する専門知識や高い見識、豊富な監査経験に基づき、独立した立場から当社の経営に対し助言をいただくことを期待しております。これまでも監査等を通じたガバナンスの強化に尽力いただいております。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	2	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する取締役室の使用人は、監査等委員会の指揮命令の下、各部門から独立した立場でその職務を遂行します。本使用人は、監督・監査機能の一翼を担う重要な役割を持つことに鑑み、知見・識見を十分に考慮して選任するものとし、人事異動、人事評価に際しては、監査等委員会の同意を得て決定します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、監査部及び監査法人による各監査は、随時、監査計画・方法及び監査結果等について情報を交換のうえ相互に密接な連携を図りながら、効率的かつ効果的な監査を実施しております。また、監査等委員である取締役と監査部との間で、監査計画・方法及び監査結果等につ

いて定期的に意見交換を行うなど、相互に密接な連携を図りながら、効果的かつ効率的な監査並びに財務報告の正確性と信頼性の確保に努めてまいります。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	人事報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

役員等の人事及び報酬等に係る客観性、公正性及び信頼性を高めることを目的として、人事報酬諮問委員会を設置しており、2025年度は10回の委員会を開催しました。人事報酬諮問委員会は、過半数を独立社外取締役とする取締役5名以上で構成し、委員長を務める独立社外取締役のもと、客観的かつ公正な観点から、役員等の人事及び報酬等に関して審議の上、取締役会に対して答申を行っております。具体的には、取締役会の構成及びその多様性、取締役等に期待されるスキル、取締役等の選定及び解任の方針・基準、取締役等の報酬の方針・基準、後継者計画の充実に係る審議を行っております。

なお、2025年度の人事報酬諮問委員会の開催状況及び個々の委員の出席状況については、「第39期有価証券報告書」をご参照ください。

・「第39期有価証券報告書」(P63～)

URL : https://www.westjr.co.jp/company/ir/library/securities-report/pdf/report39_01.pdf

[独立役員関係]

独立役員の人数	7名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

短期インセンティブとしての「業績評価報酬」において、前年度の職責・成果等に応じ、取締役個々人の報酬額の増減を実施することとしております。長期にわたる株主との価値共有と中長期の企業価値向上に対するインセンティブとしての「株式報酬」において、譲渡制限付株式を交付しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

○役員報酬の内容 (2026年3月期)

取締役 (監査等委員である取締役を除く)

13名 総額573百万円 (基本報酬384百万円、業績評価報酬135百万円、株式報酬53百万円)

(うち社外取締役 5名 総額58百万円 (基本報酬58百万円))

監査等委員である取締役

4名 総額97百万円 (基本報酬97百万円)

(うち社外取締役 3名 総額65百万円 (基本報酬65百万円))

(注) 対象となる役員の員数には、2025年度中に退任した取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 2名が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 業績評価報酬に関する事項

2025年度に係る業績評価報酬については、2025年5月2日開催の取締役会で改正を決議した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき支給しております。

事業年度ごとの業績指標を反映した現金報酬とし、会社業績分と個人業績分により構成しております。全ての業績指標が目標に達した場合の会社業績分と個人業績分の比率は、7:3としております。ただし、代表取締役社長等は会社業績分のみを適用しております。

会社業績分、個人業績分のいずれについても、前事業年度の期首に掲げた各指標の目標に対する達成状況に応じて、定量的・定性的に評価を行っております。

会社業績分の業績指標は財務指標と非財務指標としております。財務指標については、「連結利益」、「資産効率」及び「連結利益に占めるライフデザイン分野の比率」の3項目を、非財務指標については、「鉄道の安全」、「地球環境」及び「ワークエンゲージメント」に関する指標の3項目を業績指標としております。

個人業績分の業績指標は、各取締役が担当する部門における主要なKPIを業績指標としております。なお、指標の達成状況及び定性的評価に応じて、個人業績分は0～200%の範囲で変動いたします。

2025年度に係る業績評価報酬の指標の達成状況 (2024年度実績) につきまして、財務指標については、「連結利益」及び「資産効率」については目標を達成した一方で、「連結利益に占めるライフデザイン分野の比率」については目標未達成となりました。非財務指標に関しては、「鉄道の安全」については概ね目標を達成、「ワークエンゲージメント」については目標達成と評価された一方で、「地球環境」については一部目標未達という評価となりました。これらの指標の達成状況に鑑み、業績評価報酬を支給しております。

2. 株式報酬に関する事項

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的に、取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対して金銭債権を支給し、その払込みと引き換えに譲渡制限付株式を交付いたします。金銭債権は経営に関わる責任に応じた基準額で支給することとし、株式の譲渡制限期間は、当社取締役の地位その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間といたします。

なお、株式報酬の付与対象者において、法令違反行為を行った場合その他譲渡制限付株式割当契約に定める一定の事由に該当する場合は、当社は、取締役会で決議のうえ、割当株式の全部を当然に無償で取得します。(クローバック・マルス条項)

3. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬の額は、2022年6月23日開催の第35回定時株主総会において金銭報酬額を年額690百万円以内 (うち社外取締役分120百万円以内)、株式報酬額を年額75百万円以内 (株式数は年20千株以内) と決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は13名であります。また、当社監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2022年6月23日開催の第35回定時株主総会において年額135百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は4名であります。

(注) 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。そのため、同日以降は、各事業年度に係る株式報酬額につき年額75百万円以内 (株式数は年40千株以内) となります。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、かつ「JR西日本グループ中期経営計画2022」も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針 (以下、「決定方針」) について人事報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月24日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

なお、当該決定方針については、「JR西日本グループ中期経営計画2030」の開始に伴い、業績と取締役個人々人の報酬を適切に連動させ、取締役の業績向上へのインセンティブを高めるため、2026年6月18日開催の取締役会において改正する決議を行いました。2026年度における決定方

計は(2)決定方針の内容の概要に記載のとおりであります。

(2) 決定方針の内容の概要

・当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の報酬については、固定報酬である「基本報酬」、短期インセンティブとしての「業績評価報酬」及び長期にわたる株主との価値共有と中長期の企業価値向上に対するインセンティブとしての「株式報酬」から構成します。基本報酬は月例により、業績評価報酬及び株式報酬は毎年一定の時期に支給します。監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬については、基本報酬のみで構成します。

・基本報酬の額については、外部専門機関による他社調査等を考慮し、経営に関わる責任に応じた報酬テーブルを作成し、適正な水準を確保することとします。

・業績評価報酬は、事業年度ごとの業績指標を反映した現金報酬とし、会社業績分と個人業績分により構成します。全ての業績指標が目標に達した場合の会社業績分と個人業績分の比率は、7:3とします。ただし、代表取締役社長等は会社業績分のみを適用します。

会社業績分、個人業績分のいずれについても、前事業年度の期首に掲げた各指標の目標に対する達成状況に応じて、定量的・定性的に評価を行います。

会社業績分の業績指標は財務指標と非財務指標とします。財務指標については、「利益創出力」、「経営効率」の2項目を、非財務指標については、「鉄道の安全」並びに「JR西日本グループ中期経営計画2030」における「人財」及び「地球環境」に関する指標の3項目を業績指標とします。

(業績指標の詳細については、本報告書末尾の参考3もご参照ください。)

個人業績分の業績指標は、各取締役が担当する部門における主要なKPIを業績指標とします。なお、指標の達成状況及び定性的評価に応じて、個人業績分は0~200%の範囲で変動します。

・株式報酬として譲渡制限付株式を交付します。株式報酬の額については、経営に関わる責任に応じた基準額を設定することとします。なお、株式報酬の付与対象者において、法令違反行為を行った場合その他譲渡制限付株式割当契約に定める一定の事由に該当する場合は、当社は、取締役会で決議のうえ、割当株式の全部を当然に無償で取得します。(クローバック・マルス条項)

・取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の報酬については、全ての業績指標が前事業年度の期首に掲げた目標に達した時に、基本報酬、業績評価報酬、株式報酬の比率が6:3:1となることを目安に構成します。(報酬の種類及び支給基準等については、本報告書末尾の参考3もご参照ください)

・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額の決定については、上記方針を踏まえた上で、取締役会決議により、代表取締役社長に一任します。具体的決定にあたっては、報酬決定の公正と信頼を確保する観点から、人事報酬諮問委員会の答申を受けてこれを尊重するとともに、複数名の代表取締役及び人事担当役員等で構成する総合人事委員会を開催し、審議を経ることとします。監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。

(3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。)の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、社外取締役が過半数を占める人事報酬諮問委員会が決定方針との整合性を含め多角的な検討を行った上で、取締役会に対し答申を行っております。取締役の個人別の報酬等の内容が同答申を尊重して決定されていることに鑑み、取締役会としては、同内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

5. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。)の個人別の報酬等の決定においては、前4.の決定方針を踏まえた上で、取締役会の決議により、当該決定権限を代表取締役社長倉俣昇治氏に一任しております。当該権限の一任は、当社では、業務執行の最高責任者を社長に一任する体制としており、各取締役の評価を最終的に決定するにあたっては、代表取締役社長の任にある同氏が最も適切であると考えたことによります。取締役の個人別の報酬等の具体的決定にあたっては社外取締役が過半数を占める人事報酬諮問委員会の答申を受けてこれを尊重するとともに、複数名の代表取締役及び人事担当役員等で構成する総合人事委員会を開催し、その審議を経ることとし、報酬決定の公正と信頼を確保することとしております。

6. 取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会及び人事報酬諮問委員会の活動内容

取締役の報酬等の額の決定過程における2025年度の人事報酬諮問委員会の活動として、全委員出席のもと、報酬水準の妥当性および業績評価報酬の適用に関わる審議を実施し、取締役会に答申しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社では、取締役会開催日程について早期に調整を行っているほか、議案等についても事前説明を行っております。さらに、2006年6月より、社外取締役との連絡・調整を担う専任スタッフとして「秘書役」を設置するとともに、業務執行状況の説明など、社外取締役への情報伝達体制を充実してまいりました。

2022年6月の監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会及び監査等委員会の職務を補助する組織として取締役室を設置し、業務執行取締役等からの独立性が確保された専任の補助使用人を配置のうえ、社外取締役への一元的なサポート体制を構築し、当該体制を更に充実しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
真鍋 精志	相談役	福知山線列車事故により被害に遭われた方々への対応、公的団体等の社外活動、当社からの要請に応じた助言	常勤・報酬あり	2016/6/22	1年毎に更新
来島 達夫	顧問	福知山線列車事故により被害に遭われた方々への対応、公的団体等の社外活動、当社からの要請に応じた助言	常勤・報酬あり	2019/12/1	1年毎に更新

その他の事項

1. 上記の「社長等退任日」には、当社の代表取締役社長を退任した日を記載しております。
2. 相談役及び顧問を新たに配置する場合には、定款の定めに基づき取締役会の決議事項としています。
3. 上記の相談役等は、当社の経営の意思決定には関与しておりません。また、その処遇については、人事報酬諮問委員会における審議を経ております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定及び機動的な業務執行を図るため、2022年6月23日開催の第35回定時株主総会における承認を得て、監査等委員会設置会社に移行しています。また、後述のとおり必要な内部統制システムを整備しています。

取締役会については、原則として毎月1回開催(2025年度は15回開催)し、経営上の重点戦略、事業ポートフォリオの方向性、サステナビリティに関する機会・リスク等、中長期的な企業価値向上のための諸課題に関する議論を行い、また、安全、企業倫理に関する事項等について、適時、適切に報告を受けております。

さらに、意思決定権限を業務執行取締役大幅に委任の上、その業務執行の状況についても、適時、適切に報告を受けるなど、企業倫理の確立、監視・監督機能の充実に努めております。加えて、取締役(監査等委員である取締役を除く。)(11名(男性10名・女性1名)のうち、監視・監督に特化する取締役として4名の社外取締役(監査等委員である社外取締役を除く。))を置くとともに、取締役会における議決権等を有する監査等委員である取締役4名(男性2名・女性2名。うち監査等委員である社外取締役3名)を置くことにより、監視・監督機能を一層充実・強化し、経営の透明性・公平性を高めております。このために、社外取締役に対する事前の説明の機会を増やすなど、社外取締役への情報伝達体制充実を図っております。

なお、2025年度の実績報告書の開示状況及び個々の取締役の出席状況については、「第39期有価証券報告書」をご参照ください。

・「第39期有価証券報告書」(P63～)

URL: https://www.westjr.co.jp/company/ir/library/securities-report/pdf/report39_01.pdf

また、代表取締役、業務執行取締役、執行役員等で構成されるグループ経営会議を原則として毎週1回開催し、グループ経営における基本的事項を審議しております。

監査等委員である取締役については、現在、常勤の監査等委員である取締役2名(うち監査等委員である社外取締役1名)、非常勤の監査等委員である社外取締役2名の4名体制であり、そのうち監査等委員である社外取締役後藤研了氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査等委員である取締役は、監査等委員会で策定した監査の方針、監査計画に基づき、取締役会に出席し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)(及び使用人等からその職務の執行状況、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の構築及び運用について報告を受け、必要に応じて説明を求めるなど、取締役の職務の執行を監査するとともに、必要な助言・勧告等を行っております。このうち常勤の監査等委員である取締役は、グループ経営会議を始めとする重要な会議に出席するほか、地方機関・現業機関の調査、各取締役等からの個別聴取等の方法で監査を行い、グループ会社に対しても、事業の報告を求め、必要に応じてその業務及び財産の状況を調査しております。

また、会計監査人や内部監査部門等とも定期的に情報交換を実施する等の方法で連携に努めております。

このほか、非常勤の監査等委員である取締役は、常勤の監査等委員である取締役とともに地方機関等・グループ会社の調査等に適宜参加し、また、代表取締役社長や社外取締役(監査等委員である取締役を除く。))との意見交換にも出席し、専門的知見や各々の経験に基づく意見を述べております。

なお、グループ全体からの内部通報窓口に対する通報等の内容については、常勤の監査等委員である取締役が定期的に報告を受けるとともに、その運用状況を調査しております。さらに、当社の役員が関係する不正行為等を通報できる窓口として、経営陣から独立した「監査等委員ホットライン」を運営しております。

監査等委員会については、2025年度は、「『私たちの志』『長期ビジョン2032』『JR西日本グループ中期経営計画2025アップデート』の浸透、実現に向けた各カンパニー及びコーポレート部門の取り組みと次期中期経営計画の策定状況」、「『JR西日本グループ鉄道安全考計計画2027』の推進等、安全性の向上」、「必要な人材の確保育成及びワークエンゲージメント向上・活躍実現への取り組み」及び「グループ全体として各層のコンプライアンス遵守のための制度的な運用状況」を重点監査項目として監査を実施しました。監査等委員会を監査等委員である取締役全員出席のもと14回開催し、監査方針や監査計画の策定、会計監査人の再任、会計監査人の報酬等に対する同意、監査報告の作成、株主総会への付議議案等の適法性確認、利益相反取引の承認、その他取締役の職務執行状況等の確認、地方機関等・グループ会社の調査結果の報告、監査上の主要な検討事項(KAM)の協議状況等、監査に関する重要な事項について報告を受け、法定の権限その他の事項を必要に応じて協議・決定しました。加えて、監査等委員会を補完し、監査等委員や内部監査部門等との間で監査活動その他の情報共有を図るため、監査等委員である取締役全員が出席する監査等委員連絡会を14回開催しました。

また、監査等委員である取締役の職務を補助すべき専任の使用人を配置するとともに、監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下でその職務を遂行しております。

内部監査については、内部監査部門である監査部において、19名の体制により、当社及びグループ会社を対象に業務プロセスが有効に機能しているかなど、本質的課題解決に向けた内部監査及び財務報告に係る内部統制評価を実施しております。それらの監査計画及び監査結果については、代表取締役及び取締役会に報告しております。

また、監査等委員である取締役と監査部との間で、監査計画・方法及び監査結果等について定期的に報告及び意見交換を行うなど、相互に密接な連携を図りながら、効果的かつ効率的な監査並びに財務報告の正確性及び信頼性の確保に努めてまいります。

会計監査については、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、業務執行社員3名のほか、監査業務に係る補助者49名(公認会計士17名及びその他32名)により、一般に公正妥当と認められる監査の基準による適正な監査を行っております。また、監査等委員会、監査部及び監査法人による各監査は、随時、監査計画・方法及び監査結果等について情報を交換のうえ相互に密接な連携を図りながら、効果的かつ効率的な監査を実施しております。

なお、監査業務を執行した公認会計士は次のとおりであります。

・監査業務を執行した公認会計士の氏名：市之瀬 申、三戸 康嗣、山本 寛喜

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は取締役会の定める選考基準に基づき、社外取締役が過半数を占める人事報酬諮問委員会の審議を経て、代表取締役社長が株主総会に推薦する候補者を提案し、取締役会で決議します。

監査等委員である取締役候補者は、社外取締役が過半数を占める人事報酬諮問委員会の審議を経て、代表取締役社長が株主総会に推薦する候補者を監査等委員会の同意を得た上で提案し、取締役会で決議します。

取締役の報酬等については、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定及び機動的な業務執行を図るため、2022年6月23日開催の第35回定時株主総会における承認を得て、監査等委員会設置会社に移行しています。また、後述のとおり必要な内部統制システムを整備しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日のおおむね3週間前までに発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日より数日前に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2004年6月開催の株主総会より、インターネットによる議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2008年6月開催の株主総会より、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用による行使を可能としております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英語訳を作成し、当社のホームページに掲載しているほか、証券取引所に提出し、公衆縦覧に供しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、ホームページへ掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	各四半期決算後に、説明会を開催しているほか、グループ中期経営計画発表のタイミングにあわせた説明会も開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年3回程度、欧州、北米、アジア等の海外機関投資家訪問を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算関係資料等をホームページへ掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営戦略部内にIR担当グループを設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業理念」においてステークホルダーの期待に応えていく旨を明記しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	サステナビリティに係る取り組みについては、「JR西日本グループ統合レポート」及び当社ホームページ等で開示しております。特に、気候関連及び自然関連では、環境長期目標「JR西日本グループ ゼロカーボン2050」を策定し、2050年にグループ全体のGHG排出量（スコープ1+2、連結）を「実質ゼロ」とすることをめざすとともに、TCFD提言及びTNFD提言への賛同を表明し、同提言に基づいて情報開示を行っております。 「JR西日本グループ統合レポート」 URL: https://www.westjr.co.jp/company/action/csr_report/ 当社ホームページ(サステナビリティの取り組み) URL: https://www.westjr.co.jp/company/action/ TCFD提言及びTNFD提言に基づく情報開示 URL: https://www.westjr.co.jp/company/action/csr_report/ (P73～)
その他	中核人材の多様性の確保についての考え方と確保の状況、多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針 当社グループの成長戦略を支える原動力は「人財」であり、「JR西日本グループ中期経営計画2030」と連動した人財戦略の策定・実行を通じて、人財ポートフォリオの多様化を図るための取り組みを進めていきます。 グループ全体として、共創と挑戦でつながりを進化させる人財を創出することが個人の強み・力の発揮の促進し、また、エンゲージメントの向上が個人と組織のつながりの強化していくものと認識しており、これらの相乗効果によって、多様な人財ポートフォリオの変革を推進し、「私たちの志」の実現につながると考えております。 人財戦略としては、これまで以上に一人ひとりの「人財」を起点として、共創と挑戦を育む風土の構築、自律性・主体性重視の成長支援、変革をリードする人財の育成といった「共創と挑戦を育む観点」での人財戦略、また、多様な人財の獲得・活躍の促進、経済的・身体的・精神的充足の支援といった「多様な人財の獲得、能力発揮の観点」での人財戦略、そして、それらすべてに横串を通す「ダイバーシティ＆インクルージョン」を柱として、取り組みを推進していきます。 これらの戦略の推進により、共創と挑戦を自律的に実践する人財の成長を支え、いきいきと活躍できる環境・風土を構築していくことで、「私たちの志」や「JR西日本グループ中期経営計画2030」の実現への前進、次なる成長に向けた変革と新たな価値創造につなげていきます。 取組みの詳細は、当社ホームページ及び「JR西日本グループ統合レポート」に記載しておりますので、以下URLをご参照ください。 当社ホームページ(人財戦略) URL: https://www.westjr.co.jp/company/action/training/ 当社ホームページ(ダイバーシティ＆インクルージョン) URL: https://www.westjr.co.jp/company/action/training/diversity JR西日本グループ統合レポート URL: https://www.westjr.co.jp/company/action/csr_report/

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況については、以下のとおりです。

当社は、内部統制システムを、社会における存在意義・めざす姿である「私たちの志」のもと「JR西日本グループ長期ビジョン」を実現するための基盤と位置付け、安全・安心の追求をはじめとしたコンプライアンス及びリスクマネジメント活動に取り組んでいくことで社会的価値と経済的価値の創出につなげる。

この目的を実現するため、以下の基本的な取り組みを定めるとともに、継続的改善を図る。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)「企業理念」及び「安全憲章」をはじめとした行動規範や倫理綱領を定めることにより、共通の価値観を醸成するなど、グループの事業活動全般において、法令遵守・企業倫理を確立する体制を整備する。
- (2)取締役会規則に基づく適正な取締役会の運営と監督を行うとともに、職務執行に係る責任と権限を明確化することで、監視・監督機能を担保する。
- (3)JR西日本グループにおける法令又は企業倫理に関する重要な事象に関しては、専門の委員会にて審議・評価するとともに、社内外に内部通報体制を整備することで適切に対応し、取締役会へ必要な報告を行う。
- (4)JR西日本グループにおける法令遵守の状況等については、社内規程に基づいて関係部門が随時確認し、重大な事象があれば取締役会に報告する。
- (5)内部監査部門において、独立客観の立場から、当社の業務全般及びグループ会社の業務について監査し、内部監査の結果を取締役に報告する。
- (6)反社会的勢力との関係排除については、統括部署等の設置及び対応要領の整備を行うとともに、外部の専門機関と緊密な連携を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、文書又は電磁的記録として各担当部門において適切に作成、保存・管理、廃棄を行うとともに、必要に応じてこれらを閲覧できる状態を維持する。
- (2)情報セキュリティについては、JR西日本グループ全体に関する施策や方針を策定し、情報セキュリティ・マネジメント・システムを整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)福知山線列車事故を厳粛に受け止め、「企業理念」「安全憲章」に基づき、「鉄道安全管理規程」「JR西日本グループ鉄道安全考動計画」等を制定するなど、重大事故等の未然防止及び事故・災害等が発生した際の迅速かつ適切な対応に向けた安全管理体制を整備するとともに、安全に関する必要な事項等について、適時、取締役会に報告する。

(2)JR西日本グループの経営に重大な影響を与えるリスクを定期的に評価・抽出するとともに、一元的に管理する委員会を設置し、グループ横断的な発生予防対策を推進するとともに、委員会での審議内容を取締役に報告する。

(3)JR西日本グループの経営に重大な影響を与えるリスクについては、危機管理に関する責任部署及び社内規程を定め、重大事象の恐れがある事態に際し、迅速かつ正確な情報を共有し、必要により対策本部を設置するなど、お客様・社員の安全・安心確保とグループの損失最小化に向けた全社的体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)監査等委員会設置会社として重要な業務執行に係る意思決定権限を取締役会から業務執行取締役に大幅に委任するとともに、執行役員制度等を導入し執行役員等に権限委任することで、迅速・果敢な経営の意思決定、業務執行を行う。

(2)取締役会では、経営上重要な事項について審議を行うとともに、安全、内部統制システムをはじめ、業務執行状況に関する事項等について、適時、適切に報告を受ける。

(3)業務執行上の基本的事項を審議するため、代表取締役、執行役員を兼ねる取締役、社長が指定する執行役員等で構成するグループ経営会議を開催する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)グループ経営の担当部署を当社に設け、事業計画をはじめ、取締役・監査役の人事・報酬等、グループ会社における経営上の重要な事項について当社と事前の協議及び報告並びに事後の報告に関する体制を整備する。

(2)当社の役員等が重要なグループ会社の取締役・監査役に就任し、グループ経営の適法性及び実効性を確保する。

(3)JR西日本グループ内で同業種の事業を展開するグループ会社群を、また鉄道事業については関係するJR西日本の部門を一体と捉えた経営単位としてカンパニーを設置し、同統括組織がカンパニー全体の統率、指揮及び経営を行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査等委員会の職務を補助する取締役室の使用人は、監査等委員会の指揮命令の下、各部門から独立した立場でその職務を遂行する。

(2)本使用人は、監督・監査機能の一翼を担う重要な役割を持つことに鑑み、知見・識見を十分に考慮して選任するものとし、人事異動、人事評価に際しては、監査等委員会の同意を得て決定する。

7. 当社及び子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)当社の取締役、執行役員等、本社内各長等は、法令・定款に違反する行為、当社又はグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発生等を認めた際は、速やかに監査等委員会へ報告する。

(2)JR西日本グループ内からの内部通報については、通報対応業務の従事者である常勤監査等委員に、随時又は定期的に報告する。

(3)上記の報告等を行った者について、当該報告を理由として不利益な扱いを受けないよう、必要な体制を整備する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

(1)監査等委員が必要に応じ弁護士・監査法人等の外部の専門家に相談することを含め、その職務執行によって生ずる費用は当社が負担する。

(2)当社監査等委員とグループ会社の監査役による連絡会等の定期的開催等に対応するなど、JR西日本グループ全体の監査体制の充実・強化を図る。

なお、内部統制システムの実効性を担保すると共に、その継続的改善を図るため、内部統制システムに関する責任体制や具体的取り組み等に関して「内部統制管理規程」を定める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況については、以下のとおりです。

当社グループは、反社会的勢力に対しては、上記の内部統制システムに関する基本的な考え方等及び「JR西日本グループ行動規範」に基づき、毅然とした態度で臨み、関係を排除する。具体的には、次の体制を整備している。

1. 統括部署等の設置及び不当要求防止責任者の選任を行っている。
2. 警察や弁護士をはじめとする外部の専門機関と緊密な連携を図るとともに、平時から必要な情報収集を行っている。
3. 対応マニュアルの整備及び各種契約書への「反社会的勢力排除条項」の導入を行っている。
4. 「JR西日本グループ行動規範」冊子の配付や研修等の実施により、教育・指導の徹底を図っている。

V その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、金融商品取引法等の諸法令や証券取引所が定める有価証券上場規程等を遵守するとともに、以下のような社内体制により適時、適切な情報開示に努めております。

1. 社内における情報の把握

上記有価証券上場規程に定められた「重要な会社情報」について、各情報に関連する業務を行っている社内の担当部門を選定し、情報を確実に把握するとともに厳重に管理するための体制を整備しております。

2. 情報の集約と管理

情報取扱責任者を設置し、経営上重要な会社情報を総合的に管理しております。また、会社情報の取りまとめ・管理を行う事務局を経営戦略部に設置しております。

3. 情報取扱責任者等への報告

重要な会社情報に該当する事実が発生した場合などは、各情報についての担当部門が速やかに情報取扱責任者及び関係役員に報告するよう義務付けております。また、該当するかどうか疑わしい場合は、その都度、情報取扱責任者に照会する仕組みをとっております。

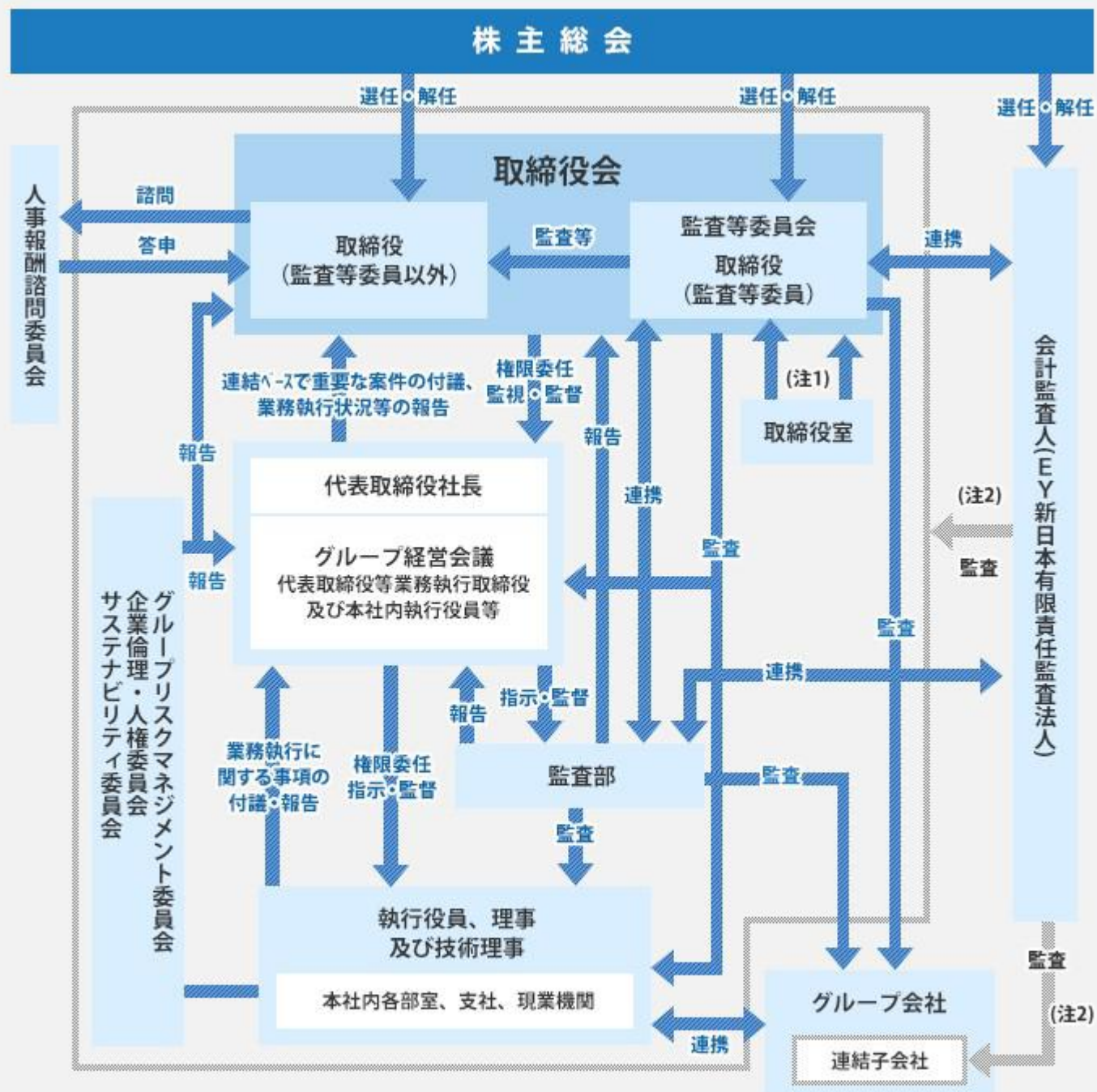
4. 適時、適切な情報公開

重要な会社情報の公開にあたっては、経営戦略部を中心としてガバナンス推進本部、コーポレートコミュニケーション部及び東京本部等の社内関係各部門が連携して、速やかにTDnetを利用した情報提供等を行うなど、適時、適切な情報開示に努めております。

5. 社内規則の制定と周知・浸透

会社情報の管理等に関する基本的事項については「適時開示情報管理及びインサイダー取引防止に関する規程」に定めており、適時、適切な情報開示を徹底すべく、役員及び社員等に対する周知・浸透を図っております。

【参考1】コーポレート・ガバナンス体制図



注) 取締役会及び監査等委員会の職務を補助する組織として取締役室を設置し、業務執行取締役等からの独立性が確保された専任の補助使用人を配置

2. は会計監査人による監査の対象範囲

【参考2】取締役（監査等委員である取締役を含む。）の有する知識・経験・能力等 （スキル・マトリックス）

「JR西日本グループ中期経営計画2030」における5つの重点戦略「安全、良質でサステナブルなモビリティへの変革」、「まち・地域の持続性・魅力向上」、「共創による顧客体験価値向上」、「インバウンド需要の取り込み」、「更なる成長に向けた領域拡大・事業創出」の実現に向けて、取締役会が適時、適切な意思決定を行い、かつ実効性の高い監視、監督機能を発揮すべく、現時点での取締役会にとって重要と考えるスキル（知識・経験・能力等）を①企業経営、②ガバナンス、③人財戦略・ダイバーシティ、④安全・品質、⑤CS・マーケティング、⑥イノベーション・地球環境、⑦まちづくり、⑧地域共生の8つと定義しております。なお、ESGに関するスキルは、その構成要素が8つのスキル個々に含まれるものであり、役員全員がそれぞれのスキルを発揮する上で備えるべきものと考えております。

上記8つのスキルについて、各取締役（監査等委員である取締役を含む。）が現在有し、特に発揮することが期待されるスキルの一覧は下表のとおりです。

氏名	当社における役位	特に発揮を期待するスキル（下段は主な構成要素）							
		企業経営 経営戦略 組織開発 財務戦略・M&A	ガバナンス 法務 リスクマネジメント 人権	人財戦略・ ダイバーシティ 人財育成 D&I推進 ワークエンゲージメント 向上	安全・品質 安全管理 品質マネジメント	CS・ マーケティング 顧客価値の創造 新たな事業領域への展開 ブランド価値	イノベーション・ 地球環境 DX・先進技術 鉄道技術、生産性向上 脱炭素社会の推進	まちづくり 不動産開発 鉄道ネットワークの 利便性向上 まちの魅力向上	地域共生 観光・産業振興 地域文化の発展 持続可能な交通体系
長谷川一明	代表取締役 （取締役会議長）	●	●					●	
野崎 治子	取締役 （独立社外）		●	●					●
飯野 健司	取締役 （独立社外）	●		●				●	
宮部 義幸	取締役 （独立社外）	●			●		●		
金井 豊	取締役 （独立社外）	●			●		●		
倉坂 昇治	代表取締役	●	●		●				
井上 啓	代表取締役	●			●		●		
武市 信彦	代表取締役	●						●	●
奥田 英雄	取締役	●				●	●		
梅谷 泰郎	取締役	●		●		●			
漆原 健	取締役			●	●				●
小倉 真樹	常勤監査等委員取締役 （独立社外） （監査等委員会委員長）		●						●
多田真規子	常勤監査等委員取締役			●	●	●			
狹間恵三子	監査等委員取締役 （独立社外）		●					●	●
後藤 研了	監査等委員取締役 （独立社外）	●	●						

（注）1. 各人の有するスキルのうち、取締役構成に鑑みて、特に発揮を期待するもの最大3つに「●」印をつけております。

2. 上記一覧表は、各人の有するすべての知識・経験・能力等を表すものではありません。

【参考３】報酬の種類及び支給基準等

報酬の種類	支給基準				支給方法	報酬構成 ※ 2
基本報酬	経営に関わる責任に応じた報酬テーブルを作成し、適正な水準を確保した上で支給				毎月現金で支給	60%
業績評価報酬 ※ 1	会社業績分	財務指標	利益創出力 ◆営業利益 ◆営業利益のうち生活サービス・インフラソリューション ◆EBITDA	70%	一定の時期に現金で支給	30%
			経営効率 ◆ROIC ◆ROA			
		非財務指標	鉄道の安全			
			人財			
	地球環境					
個人業績分	各取締役が担当する部門における主要な K P I		30%			
株式報酬	経営に関わる責任に応じた基準額により支給 (基準額は株主総利回りの達成状況を踏まえて設定)				一定の時期に金銭債権を支給し、 その払い込みと引き換えに譲渡制限株式を交付	10%

※ 1 代表取締役社長等は会社業績分のみを適用します

※ 2 すべての業績指標が全事業年度の期首に掲げる目標に達した場合